

Blue Information Guide

B・I・G いちがわ



発行：公益社団法人市川青色申告会 市川市八幡1-2-20 電話：333-0111(代) FAX：333-0330
 発行人：石井菊治郎 編集：会報委員会 ホームページ：http://www.itikawa-aoiro.or.jp

開催日時	開催時間	会場
12月3日(火)	10時00分～12時30分	浦安市文化会館 大会議室 浦安市猫実1-1-2
	13時30分～16時00分	
12月4日(水)	10時00分～12時30分	行徳文化ホール I & I 大会議室 市川市末広1-1-48
	13時30分～16時00分	
12月5日(木)	10時00分～12時30分	市川青色申告会 会館 市川市八幡1-2-20
	13時30分～16時00分	

○ 問い合わせ先…市川税務署 電話 047 (335) 4101 (資料：市川税務署)

決算説明会を次表のとりの日程で開催いたします。会員の方の決算のご相談は事務局までお願い致します。

決算説明会のご案内

「税を考える週間」恒例、合同ブロック会議が9月19日(木)当会館にて開催されました。役職員・会員25名参加していただきました。市川税務署山内記帳推進官による「消費税の軽減税率制度」等の説明をしていただきました。

普段は出来ない税務署の方との交流ができました。出席くださいました方々ありがとうございました。来年も是非多数の参加をお待ちします。

ブロック会議報告

国税(所得税、消費税、相続税、贈与税など)

○インターネットでの相談 ⇒ 国税庁ホームページ

詳しくは

○電話での一般相談 ⇒ 電話相談センター
 管轄の税務署に電話の上、自動音声ガイダンスに沿って「1」番を選択

○税務署での面接相談 ⇒ 各税務署(事前予約)
 管轄の税務署に電話の上、自動音声ガイダンスに沿って「2」番を選択

市川税務署 Tel047-335-4101

パソコンセミナーのご案内
ワード基礎コース

毎回ご好評いただいております、(公社)市川法人会と共催の『パソコンセミナー(ワード基礎コース)』を開催いたします。学校形式ではなく、パソコンに入っている動画の教材で自分のペースで学習できます。お気軽にお申し込み下さい。日時・受講費等の詳細は、別紙申込書『パソコンセミナーのご案内』をご覧ください。※お申し込みは、(公社)市川法人会にFAXまたは郵送にてお申し込みください。

講演会のご案内

「税を考える週間」として市川税務署長講演を(公社)市川法人会と共催で開催いたします。講演会へのみの参加は無料です。参加の場合は事務局までご連絡下さい。

【日時】令和元年11月11日(月)

〔受付〕午後3時30分

〔講演〕午後4時

〔交流会〕午後5時30分～

【場所】浦安ブライトンホテル

※交流会に出席の場合は、会費2,000円
 (本部補助の3,000円が出ています)

確定申告書B が変わります

令和元年度の税制改正において、令和元年（2019年）分以後の確定申告書を提出する際、給与所得者で「年末調整で適用を受けた各所得控除の額」と「確定申告で適用を受ける各所得控除の額」とが同額であるなどの場合には、所得控除の内訳の記載を省略できることとされました。

今回の税制改正を踏まえ、確定申告書Bを下記のとおり変更します。過去の確定申告書で提出はできませんので、気を付けてください。

令和元年（2019年）分の

確定申告様式のイメージ

※令和2年（2020年）1月1日以後使用開始

所得から差し引かれる金額	10	0000	「所得から差し引かれる金額」の順番を変更するとともに「⑩から⑳までの計」欄を追加します。
社会保険料控除	11	0000	
小規模企業共済等掛金控除	12	0000	
生命保険料控除	13	0000	
地震保険料控除	14	0000	
寄附、寄付控除	15	0000	
勤労学生、障害者控除	16	0000	
医療費特別控除	17	0000	
扶養控除	18	0000	
基礎控除	19	0000	
所得から差し引かれる金額	20	0000	
所得から差し引かれる金額	21	0000	
所得から差し引かれる金額	22	0000	
所得から差し引かれる金額	23	0000	
所得から差し引かれる金額	24	0000	
所得から差し引かれる金額	25	0000	
所得から差し引かれる金額	26	0000	
所得から差し引かれる金額	27	0000	
所得から差し引かれる金額	28	0000	
所得から差し引かれる金額	29	0000	
所得から差し引かれる金額	30	0000	
所得から差し引かれる金額	31	0000	
所得から差し引かれる金額	32	0000	
所得から差し引かれる金額	33	0000	
所得から差し引かれる金額	34	0000	
所得から差し引かれる金額	35	0000	
所得から差し引かれる金額	36	0000	
所得から差し引かれる金額	37	0000	
所得から差し引かれる金額	38	0000	
所得から差し引かれる金額	39	0000	
所得から差し引かれる金額	40	0000	
所得から差し引かれる金額	41	0000	
所得から差し引かれる金額	42	0000	
所得から差し引かれる金額	43	0000	
所得から差し引かれる金額	44	0000	
所得から差し引かれる金額	45	0000	
所得から差し引かれる金額	46	0000	
所得から差し引かれる金額	47	0000	
所得から差し引かれる金額	48	0000	
所得から差し引かれる金額	49	0000	
所得から差し引かれる金額	50	0000	
所得から差し引かれる金額	51	0000	
所得から差し引かれる金額	52	0000	
所得から差し引かれる金額	53	0000	
所得から差し引かれる金額	54	0000	
所得から差し引かれる金額	55	0000	
所得から差し引かれる金額	56	0000	
所得から差し引かれる金額	57	0000	
所得から差し引かれる金額	58	0000	
所得から差し引かれる金額	59	0000	
所得から差し引かれる金額	60	0000	
所得から差し引かれる金額	61	0000	
所得から差し引かれる金額	62	0000	
所得から差し引かれる金額	63	0000	
所得から差し引かれる金額	64	0000	
所得から差し引かれる金額	65	0000	
所得から差し引かれる金額	66	0000	
所得から差し引かれる金額	67	0000	
所得から差し引かれる金額	68	0000	
所得から差し引かれる金額	69	0000	
所得から差し引かれる金額	70	0000	
所得から差し引かれる金額	71	0000	
所得から差し引かれる金額	72	0000	
所得から差し引かれる金額	73	0000	
所得から差し引かれる金額	74	0000	
所得から差し引かれる金額	75	0000	
所得から差し引かれる金額	76	0000	
所得から差し引かれる金額	77	0000	
所得から差し引かれる金額	78	0000	
所得から差し引かれる金額	79	0000	
所得から差し引かれる金額	80	0000	
所得から差し引かれる金額	81	0000	
所得から差し引かれる金額	82	0000	
所得から差し引かれる金額	83	0000	
所得から差し引かれる金額	84	0000	
所得から差し引かれる金額	85	0000	
所得から差し引かれる金額	86	0000	
所得から差し引かれる金額	87	0000	
所得から差し引かれる金額	88	0000	
所得から差し引かれる金額	89	0000	
所得から差し引かれる金額	90	0000	
所得から差し引かれる金額	91	0000	
所得から差し引かれる金額	92	0000	
所得から差し引かれる金額	93	0000	
所得から差し引かれる金額	94	0000	
所得から差し引かれる金額	95	0000	
所得から差し引かれる金額	96	0000	
所得から差し引かれる金額	97	0000	
所得から差し引かれる金額	98	0000	
所得から差し引かれる金額	99	0000	
所得から差し引かれる金額	100	0000	

※様式はイメージです。実際の様式と異なる場合があります。

年末調整・申告書や申請書には マイナンバー（個人番号）の 記載が必要です!!

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、年末調整（源泉徴収票）には『マイナンバーの記載』、申告書等手続きには『マイナンバーの記載』と『本人確認書類の提示』又は『写しの添付』が必要です。源泉徴収票・確定申告書には扶養家族のマイナンバーも記入します。（扶養家族の本人確認書類はいりません）市川市は、マイナンバーカード発行に2ヶ月ぐらいかかるそうです。お早目に申請をお願いします。

平成29年分の売上が 1000万円を超えた方

平成29年分の課税売上高が1000万円を超えた事業者の方は、令和元年（2019年）分において消費税の課税事業者となり、所得税の確定申告後（3/15）に消費税の確定申告（3/31まで）を行います。その際に、持参して頂く書類は下記になります。

- ①基準期間である平成29年分の決算書
- ②簡易課税を選択された方は、「消費税簡易課税制度選択届出書」
- ③令和元年（2019年）分確定申告書と決算書
- ④本則（一般）の方は、経費の内容がわかる帳簿

※消費税の課税事業者の確認の為、平成29・30年分を申告時に必ずお持ち下さい。

平成30年分の売上が 1000万円を超えた方

平成30年分の課税売上高が1000万円を超える事業者の方は、令和2年分において消費税の課税事業者となります。速やかに「消費税課税事業者届出書」を所轄の税務署に提出してください。

『消費税簡易課税制度選択届出書』 は12月31日までに！

令和2年分が課税事業者となる個人事業者で、簡易課税制度を選択する場合は、令和元年12月31日までに所轄の税務署に『消費税簡易課税制度選択届出書』の提出が必要になります。また、簡易課税制度の適用を止める場合は「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を令和元年12月31日までに所轄の税務署に提出して下さい。簡易課税を選択したらいいのか等のご相談は、年内に事務局までご連絡ください。



移動研修旅行



令和元年9月10日・11日に1泊2日の移動研修旅行が行われました。前日は台風で、その影響で旅行に参加できない方もいらっしゃいましたが、悪天候にもかかわらず、今年も大勢の方々にご参加いただき、ありがとうございました。当日の天気は曇りでしたが、バスは無事に静岡県の堂ヶ島温泉に向かつて出発することができました。車中では税金クイズを行い、国税庁作成のDVDのドラマを視聴し、10月からの消費税軽減税率について勉強しました。

伊豆の国パノラマパークに到着し、昼食後は山頂までゴンドラで向かい、あいにくの天候で富士山を見ることは叶いませんでしたが、山の上の気温は高くジメツとしていた為、夏の暑さが戻ってきたようでした。その後、伊豆半島のジオパークへと向かい伊豆半島が自然の中でどのようにできたのかを学びました。ジオパークを出た後、バスは旅館の「堂ヶ島ニュー銀水」へ。

旅館に着き、夜は懇親会で美味しい食事をいただきながらカラオケ大会・宴会と盛り上がり、温泉で日頃の疲れを癒し、旅の1日目が終わりました。

2日目は、伊豆わさびミュージアムとぐるめ街道の道・龍宮海鮮市場へ。わさびミュージアムでは、わさびの香りとわさびアイスを楽しみ、沼津龍宮海鮮市場にて金目鯛の釜めしを食べ、お土産もたくさん購入して帰路へ。途中渋滞などもありましたが、皆様のご協力のおかげで大きな事故や怪我もなく、無事に市川まで到着することができました。

来年の旅行も、また多くの方々のご参加をお待ちしております。

（厚生事業委員会）

浦安市民まつりに参加しました

10月19日（土）・20日（日）浦安市民まつりが開催されました。当会は20日に参加しました。天候にも恵まれ、たくさんの方に参加して頂き、ありがとうございました。

（厚生事業委員会）



ボウリング大会開催



10月9日（水）青年部主催ボウリング大会が本八幡スターレーンにて開催されました。会長賞として「お米5kg」を加え、参加者全員に賞品が手渡しされました。ご参加頂いた会員の皆様お疲れ様でした。（青年部）

記帳相談会（行徳・浦安）のお知らせ

下記日程にて、**記帳相談会（1月までは要予約制）**を行います。予約は、事務局にて受付しております。ご相談の際には必ず「会員証」をご提示ください。

※12時から13時までは休憩時間となります。

※会場ではパソコンの数に限りがありますので、ノート型パソコンをお持ちの方は出来るだけご持参下さい。

※下記の日程に都合がつかない方は、八幡事務局において下さいます様、お願い致します。

行徳文化ホール I & I

市川市末広1-1-48

（行徳公民館ではありませんので、ご注意ください）

【受付時間15時まで】

11月29日（金）13～16時 会議室1

12月16日（月）13～16時 会議室1

中央公民館

浦安市猫実4-18-1
（当代島公民館ではありませんので、ご注意ください）

【受付時間14時まで】

11月8日（金）10～15時 第1会議室

11月22日（金）10～15時 第3会議室

12月20日（金）10～15時 第3会議室

事務局からのお知らせ

- ◆『**減価償却の計算書**』が決算期前に必要な方は、事務局までご連絡下さい。
- ◆確定申告期はご予約された方を優先に行います(八幡事務局)。予約の際には、『記帳確認証』の番号をお聞きますので、ご用意の上お電話下さい。詳しくは、別紙『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。
- ◆2月の行徳・浦安出張は、昨年同様職員を増員します。受付時間までにいらっしゃった方は対応します。
- ◆**2月7日・13日は出張の為、事務局はお休みとなりますのでご注意ください。**詳しくは、別紙『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。
- ◆**会計ソフトを使用している方は、必ず2020年版にバージョンアップをしてから確定申告をしてください。**『ブルーリターンA』をご利用の方も、1月に配信または、CD郵送予定ですので、忘れずにバージョンアップしてください。
- ◆年内のご相談は、**12月20日（金）まで**です。
年末年始のお休みは、令和元年12月28日(土)～令和2年1月5日(日)までです。
- ◆新年賀詞交歓会の為、令和2年1月8日(水)午後の業務はお休みになります。
- ◆**年末調整で「源泉徴収票」の作成時に、事業主、専従者または雇用者や扶養家族のマイナンバー(個人番号)を記載するようになりました。来所の際には、『マイナンバーカード』または『通知カード』を忘れずにお持ち下さい。納期限以降(令和2年1月20日以降)におこなう場合には1人につき2,000円の手数料を頂きます(専従者給与の方も含む)。**
- ◆**確定申告期間(1～3月)は、青色申告会の駐車場は使用できません。**また、市川市役所の建替え工事のため、市役所の駐車場も使用できません。車でお越しの方は、近隣のコインパーキングやコルトンプラザの駐車場(有料)を使用してください。
- ◆確定申告書等の最終受付は、**代理送信・書面提出ともに、3月11日(他税務署も含む)**になります。詳しくは別紙『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。
- ◆確定申告で手のかかる方は、手数料をいただきます。

※給与計算・労務相談・就業規則・助成金（千葉労働局で審査経験あり）年金相談等※

久保田企画・社会保険労務士事務所

(千葉県社会保険労務士会会員、千葉SR会員)

【TEL・FAX】047-446-3315 【携帯】090-5401-3698

千葉県は

労災事故2年連続全国2位

【国の労災保険・・・仕事中や通勤事故に補償】

- ・仕事中や通勤による傷病の医療費は無料、働けない日が3日以上続くと4日目から受給可能。
- ・中小企業事業主や個人事業主の労災加入は、従業員を雇っていれば条件により任意で労災加入可能です。ご相談ください。障害、遺族年金もついているので基礎となる保険で安心です。

・一人親方の労災も受付けています。お気軽にお問合せください!!

